



宮 崎 県 公 報

平成24年 8 月 2 日（木曜日） 第 2409 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○宮崎県現住人口調査要綱の一部を改正する告示（統計調査課） 1

○港湾施設の概要の公示（港湾課） 3

公 告

頁

○県営土地改良事業計画の策定（農村整備課） 3

○入札公告（病院局公告） 3

病院局公告

○入札公告（公安委員会公告） 4

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について 5

告 示

宮崎県現住人口調査要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年 8 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 533号

宮崎県現住人口調査要綱の一部を改正する告示

宮崎県現住人口調査要綱（昭和58年宮崎県告示第 529号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（調査の範囲） 第 4 条 調査は、県内全市町村において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき作成する住民票に記載又は消除のあった者及び外国人登録法（昭和27年法律第 125号）に基づき登録又は閉鎖した者について行う。 （調査の方法） 第 9 条 調査の方法は、次による。 （1） 現住人口調査 住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき転入手続及び転出手続をした者、<u>住民基本台帳法に基づき職権</u>によって住民票の記載及び消除を行った者、出生児及び死亡者並びに世帯の増減について、当該市町村長が調査票を作成することにより行う。 （2） 社会移動理由別調査 ア 住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき転入又は転出手続を行う者（県内の他の市町村へ転出手続をした者は除く。）について、当該市町村長が転入又は転出の手続を行う者に調査票を配布し、及び取集することにより行う。 イ 〔略〕	（調査の範囲） 第 4 条 調査は、県内全市町村において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき作成する住民票に記載又は消除のあった者について行う。 （調査の方法） 第 9 条 調査の方法は、次による。 （1） 現住人口調査 住民基本台帳法に基づき転入手続及び転出手続をした者並びに<u>職権</u>によって住民票の記載及び消除を行った者、出生児及び死亡者並びに世帯の増減について、当該市町村長が調査票を作成することにより行う。 （2） 社会移動理由別調査 ア 住民基本台帳法に基づき転入又は転出手続を行う者（県内の他の市町村へ転出手続をした者は除く。）について、当該市町村長が転入又は転出の手続を行う者に調査票を配布し、及び取集することにより行う。 イ 〔略〕

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記
様式第1号 (第6条関係)

現 住 人 口 等 調 査 票

(年 月 1 日午前0時現在調査)

提出期限 毎月 10 日

	前月1日現在人口	社 会 動 態						自 然 動 態			増 加 人 口	本月1日現在人口	本現世帯1月1日現在数	増 加 世 帯 数
		転 入 (記載)			転 出 (消除)			出 生	死 亡	自 然 増 加				
		届 出		計	届 出		計							
		県内	県外		県内	県外								
現 在 人 口	男													
	女													
	計													
住 宅 基 本 人 口	男													
	女													
	計													

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

市(町村)長名

本調査票作成者 職氏名

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 534号

港湾法（昭和25年法律 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成24年 8 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数 量	能 力
細島港 （白浜 地区）	荷さ ばき 施設	軌道 走行 式荷 役機 械	日向市大字竹島町 3 － 2 （ F － 2 － 7 ）	1 基	49.0 t コンテ ナ50個 ／h

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、桑水流地区県営土地改良事業（高千穂町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 8 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年 8 月 2 日から平成24年 8 月30日まで

3 縦覧場所

高千穂町役場 掲示場

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年 8 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 物品 よう撃捜査支援システム20台及びシステム再生用端末装置 2 台

(2) 納入期限 平成25年 1 月11日（金）

(3) 納入場所 指定場所

(4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種のうち、営業種目が文具・事務機類又は一般機械器具類であること。ただし、同要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。

(3) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続き開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

(6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、前記 2 の資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28号 郵便番号 880－8509 電話番号0985（31）0110

(2) 提出期間 平成24年 8 月 2 日（木）から平成24年 8 月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る）

。）により提出すること。

- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成24年9月5日（水）までに通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2) 期間 平成24年8月2日（木）から平成24年9月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2) 期間 平成24年8月2日（木）から平成24年8月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
(2) 日時 平成24年8月6日（月）午後1時

7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
(2) 日時 平成24年9月11日（火）午後2時

8 入札保証金

入札保証金については、免除する。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985（31）0110

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased : An Investigation Support Equipment 20sets And Players System 2sets
(2) Time limit for tender 2:00 p.m. 11 Sep, 2012
(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.
TEL : 0985-31-0110

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年8月2日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 全身用X線CT撮影装置 一式
(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 物品納入期限 平成24年12月21日

- (4) 納入場所 県立延岡病院放射線科

- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成24年宮崎県告示第163号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成24年9月4日までに県立延岡病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982（32）6181

- (2) 期間 平成24年8月2日から平成24年9月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当

- (2) 期間 平成24年8月2日から平成24年9月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院2階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10

- (2) 日時 平成24年8月10日（金）午後2時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立延岡病院医事課財務担当

- (2) 提出期限 平成24年9月11日 午後2時

（送付にあっては平成24年9月11日 午前12時必着）

- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院 2 階地域医療センター 宮崎県延岡市新
小路 2 丁目 1－10
- (2) 日時 平成24年 9 月11日 午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎
県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする
。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路 2 丁目 1－
10 郵便番号 882－0835 電話番号0982（32）6181

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づ
く政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情
検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場
合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: X-
ray Computed Tomography System 1 Set
- (2) Time Limit for Tender:2:00 p.m. 11 September, 2012
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division M-
iyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji No-
beoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. Tel: 0982-3
2-6181

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第26号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条
第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する
。

平成24年 8 月 2 日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取 得講習	1 号警備業務	平成24年 9 月10日（月）から 14日（金）及び 9 月18日（火） から19日（水）まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責
任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育
責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和
58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教
育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を
有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれ

かに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した
期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規
則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級
の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第
23条第 4 項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という
。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分
に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警
備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該
警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関す
る規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規
則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備
業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業
務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当
該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事し
ている者
- 3 講習の場所
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985－58－1570
- 4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講
申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管
轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1 号警備業務	平成24年 8 月 7 日（火）から 8 月17日（金） まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午 後 5 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警
備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての
代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影し
た縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの
正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの
）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴
書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の
区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の
区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警

備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1 号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。